2 合理的配慮の提供のプロセス(例)

準備

校内体制の整備

- ・特別支援教育コーディ ネーター
- ・校内委員会
- ・相談窓口

児童生徒の実態把握

- ・本人、保護者との話し合い、相談
- ・発達検査の実施やアセスメントシート等の活用
- ・専門機関等との連携

意思 表明

本人、保護者から相談・申し出

※意思表明なし適切な配慮の提案

調整建

設的

対

話

によ

る

合意

形

成

校内委員会、関係機関との連携※で検討、調整

- ・教育的ニーズの把握
- ・合理的(必要かつ適当な変更・調整)かどうか
- ・過度な負担とならないかどうか
- ・申し出を踏まえた配慮の内容の検討(代替案の検討を含む)

※関係機関との連携例

- ・本人、保護者との話し合いや相談で。
- ・ケース会議等を通して、教職員間(SC や SSW を含む)で。
- ・市町村教育委員会との連携で。
- ・教育、福祉、保健、医療、労働等関係機関との連携で。

決定

提供に関する共通理解

組織的に対応

個別の教育支援計画等に、配慮内容を明記する。

提供 D

P

全校体制で継続的に行う。

評価 C

定期的な評価

十分な教育が提供できているかどうか、評価する。

見直し

柔軟な見直し

児童生徒のその時々の実態に合った必要な配慮を関係者で検討する。

引継ぎ

途切れることのない一貫した提供

個別の教育支援計画等を就学先や就職先へ引き継ぐ。